

## 栃木県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栃木県職員措置請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり公表する。

平成23年8月4日

栃木県監査委員 黒本 敏夫

同 田崎 昌芳

### 栃木県職員措置請求監査結果

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

宇都宮市若松原3-14-2 秋元照夫税理士事務所内  
市民オンブズパーソン栃木 代表 高橋 信正

##### 2 請求書の提出日

平成23年5月24日

##### 3 請求の内容

請求人提出の栃木県職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

###### (1) 主張事実（要旨）

平成21年度における「栃木県議会自由民主党議員会」、「民主党・無所属クラブ」、「無所属県民クラブ」、「公明党・新政クラブ議員会」、「みんなのクラブ」、「県政クラブ」の政務調査費収支報告書記載の支出のうち、(2)の措置請求金額については、以下の理由により政務調査費使途基準（以下「本件使途基準」という。）に適合しない違法・不当な支出である。

地方自治法（平成20年12月改正前のもの）第100条第13項及び同条第14項、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」、「栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程」及び「栃木県政務調査費マニュアル」（以下「政務調査費マニュアル」という。）に基づき、政務調査費の充当が認められるのは、あくまでも会派が行う調査研究活動であり、条例に基づく使途基準に該当するものでなければならない。議員としての活動に関連する経費であればどのようなものにも政務調査費を充当することができるというわけではない。

地方自治法が収支報告書の作成・提出を義務付け、条例が収支報告書に領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付けた趣旨は、政務調査費の使途の透明性を確保しようとする点にある。このような法令の趣旨からすれば、収支報告書と証拠書類によって政務調査費の支払の事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならない、それが明らかにされないものについては、政務調査費の支払の事実が認められないというべきである。

###### ① 調査研究費

###### A ガソリン代

- ・各議員がガソリン代について提出した支払証明書だけでは、議員が実際に記載された使途・距離の走行をしたか否か検証することは不能である。
- ・政務調査活動として認められるのは、議員の広範な活動のうちの一部であることを鑑みると、記載された年間調査日数や年間走行距離からは、政務調査活動以外の用件での走行も含まれているといわざるを得ない。
- ・その他に政務調査活動とは認められない案件がある。

###### B 事務所費

- ・議員または親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に参与している

会社が所有する建物を賃借している案件については、平成22年3月26日の熊本地裁判決において、議員本人が代表者などを務める法人から借りている事務所の賃料につき、「そもそも賃料が発生していること自体に合理的な疑いが強く生じる」として全額を違法と判断した趣旨から、賃料支払の事実を認めることはできない。

- ・賃貸マンションを自宅兼事務所としている案件について、賃料の半額を政務調査費として支出しているのは、按分割合が不当である。
- ・賃料を後援会へ支払っている案件、後援会が支払っている賃料の一部を負担している案件については、後援会活動に関連する支出と推認され、政務調査活動の費用とは認められない。

#### C 事務所駐車場代

- ・家賃よりも駐車場代の方が高く、かつ後援会からの支払である案件については、後援会活動に関する支出と推認され、政務調査費の充当は認められない。

#### D 視察費

- ・報告書未提出の視察は、政務調査費マニュアルに反するし、どれほど県政に資するかが明らかでない視察等は政務調査費の充当が認められない。
- ・視察目的、行先、視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等であり、政務調査活動とは認められない。
- ・議員の生業と関係する研修等がほとんどで、個人的なものであることが明らかな案件がある。
- ・年間4回、延べ11泊、前年度と合わせると合計10回同じ観光地を訪れている案件があり、視察目的からして視察に赴く必要性が全く認められないこと、提出された調査研究活動報告書の内容も極めて簡単なものであること等の点から、個人的な観光旅行であることが明らかである。
- ・他県に何度も調査に行っている案件があるが、報告書の提出もなく調査内容が不明であること、行き先はいずれも観光地であること等からすれば、観光振興等の調査というよりは、個人的な観光とみるべきである。
- ・自己の政党活動のための支出と見られる案件、視察先と宿泊先が異なる都道府県である案件がある。
- ・定期的に医科大学を視察しているが、個人的な診察である可能性が窺われる案件がある。
- ・「海外視察」は、視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等から政務調査活動としての視察の必要性が認められない。また、視察後に視察成果を生かすための格別の活動がなされているとは思われないので、政務調査活動としての視察とは認められない。
- ・特に2年連続で、同じ国に海外視察をしている案件があるが、視察先はいずれも観光地であること、報告書の内容も簡単なものであること等から、単に個人的な観光としか考えられない。

#### ② 研修費

- ・視察目的、行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修と判断される研修については、政務調査活動とは認められない。
- ・政務調査費においては、残余金があれば返還義務を負うものであるから、研修費の一年分の前払い金は認められない。

#### ③ 会議費

- ・領収書の宛名が不明であるものは、誰が、どのような会議を行ったのか調査不能であるので、政務調査費の充当は認めるべきではない。
- ・使用されたとされる会議室の領収書は、正規の領収書とは異なることから、会議室使用の領収書とは認められない。
- ・結婚式場での会議費を計上している案件があるが、10万円もの高額な会議費を払って会議を行う理由は考えにくく、政務調査費以外の用途に政務調査費を充当したとの可能性も窺える。
- ・寿司屋において3日間も県政報告会を開く必要性は考えられず、個人的な飲食に政務調査費を充当したとみるほかない。
- ・後援会総会に先立ち行われた県行政の総合的企画についての会議は、両者は区別できな

いので、政党活動とみるべきものであり、少なくとも全額が政務調査活動に関するものとは認められない。

- ④ 資料作成費
- ・写真現像代等については、政務調査活動に必要な支出とは認められない。
- ⑤ 資料購入費
- ・購入した資料の内容から、政務調査活動に必要な資料とは認められないものが多々ある。特に本・雑誌・ビデオ等は、いずれも個人の趣味によるものである。
  - ・政務調査費においては、残余金があれば返還義務を負うものであるから、雑誌購入について、一年分の前払いは認められない。
  - ・宗教団体による信者獲得の手段として発行されている新聞等については、政務調査費の充当を認めるべきではない。
- ⑥ 広報費
- ・ホームページのブログ関連で、収支報告書に添付された商品券の領収書が議員宛の案件があるが、これは議員が商品券を購入した証拠にしかならず、また、ブログの内容からも、政務調査活動とは認められない。
  - ・政党の広報が主たる内容となっている新聞広告の支出は、政党活動費であり、少なくとも全額が政務調査活動に関するものとは認められない。
- ⑦ 事務費
- ・10万円以上の物品の購入は、資産の形成につながるので、政務調査費の充当を認めるべきではない。
  - ・一つの事務所において、政務調査のために複数台の印刷機器をリースする必要性はなく、政務調査費の充当を認めるべきではない。
  - ・平成21年度政務調査費に該当しない年度の広報郵送代を計上している案件がある。
  - ・ケーブルテレビの基本料金や衛星劇場の視聴料、NHKBSの加入料を計上している案件については、政務調査に何ら関連せず、個人的な娯楽等のための費用であることは明白である。
  - ・警備保障費は、政務調査活動の直接経費ではないので政務調査費の充当は認められない。
  - ・警備保障費の平成21年6月の支払いについて、政務調査費が按分されていない。
- ⑧ 人件費
- ・人件費に関する領収書について、領収者名が黒塗りされているため、誰に対して支払ったのか、真実支払いがなされたのか確認することが不能である。
  - ・所得税の源泉徴収義務が発生しているにもかかわらず、納税された形跡がなく、政務調査費として人件費の支払の事実が認められない。
  - ・事務員等が政務調査費に従事した割合も、議員が政務調査費に従事した割合と同様であることから、その額は収支報告書記載のように多額にはならない。
  - ・595,089円が過払いとなっている会派の案件がある。
  - ・包括的にあらゆる分野の調査について1社に業務委託している案件があるが、自らによる調査を外部に丸投げしているようなものであり認められない。また、業務内容も抽象的で判然とせず、委託による成果物の有無も一切不明であるなど、政務調査費以外の用途に利用した可能性が窺われる。

(2) 措置請求の内容

監査委員は、知事に対して、平成21年度分として支出した政務調査費のうち、下記請求金額一覧表に記載されている金額について、同表記載の各会派に対し県に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

請求金額一覧表 (単位：円)

会 派 名	金 額
栃木県議会自由民主党議員会	79,753,065
民主党・無所属クラブ	15,830,234
無所属県民クラブ	14,706,433
公明党・新政クラブ議員会	3,210,777

みんなのクラブ	2, 749, 804
県政クラブ	470, 809
合 計	116, 721, 122

(3) 個別外部監査請求とその理由

本件の措置請求は、監査委員のうち議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、監査対象量の多さに加え、短期間に本件監査を行うには豊富な監査実務の経験が必要なことから、本件は地方自治法第252条の43第1項の規定により、外部監査人による「個別外部監査」により監査を行うよう併せて請求する。

4 監査委員の除斥

本件措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、五月女裕久彦委員及び小林幹夫委員は監査手続きに加わらなかった。

5 請求の要件審査

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成23年6月3日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

なお、本件措置請求の対象は平成21年度政務調査費であり、財務会計上の行為があった日から既に1年を経過している。この件について請求人からは、特に理由が示されていないが、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）に基づく本件政務調査費に係る公文書の開示が平成22年5月31日から開始されたことから、住民が相当の注意力をもって調査したとしても、住民監査請求をするに足りる程度に当該行為を知り得なかったと認められること、また、その日から相当の期間内に本件措置請求を行っていることと認められることから、本件措置請求には法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」があるものと判断した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

請求人は、監査委員のうち議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、監査対象量の多さに加え、短期間に本監査を行うには豊富な監査実務の経験が必要であるとして、個別外部監査による監査を求めている。

しかし、監査委員は独任性の執行機関で1人でも監査することが可能であり、2人が除斥になることで監査の実施が困難になるものではないこと、単純な事務量の多寡は個別外部監査の相当性の判断に考慮されるべきものではないこと、本件措置請求は、政務調査費の支出に関するものであり、その財務会計上の違法・不当性についての判断を行うに当たって、通常の財務事務の監査と異なることはないから、個別外部監査による監査を実施することが必要であるものとは認められない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象機関等

監査対象事項を平成21年度一般会計の議会費の交付金のうち、「栃木県議会自由民主党議員会」、「民主党・無所属クラブ」、「無所属県民クラブ」、「公明党・新政クラブ議員会」、「みんなのクラブ」、「県政クラブ」（以下「本件会派」という。）に対する栃木県政務調査費の支出とし、それらの事務を所管する議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定による関係人を「本件会派」とした。

なお、現在、「栃木県議会自由民主党議員会」は、「とちぎ自民党議員会」に、「公明党・新政クラブ議員会」は、「公明党栃木県議会議員会」に名称を変更し、「無所属県民クラブ」、「県政クラブ」は、解散している。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月27日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対して、請求人は、補充資料を提出した上で、政務調査費の使途基準及び政務調査費マニュアルは、法的拘束力を有するものであり、使途基準及び政務調査費マニュアルを厳格に運用した監査結果が出されることを望む旨主張した。

また、請求事項全般に関して、違法不当であるとする理由について補足説明を行った。特に、バス借上げ代や視察費等、会議費等について請求人が電話で調査した内容等を詳述した。

最後にまとめとして、おおむね次のように主張した。

- (1) 地方議会議員に対する公金支出については問題が多く、その重大な事項の一つが政務調査費である。

政務調査費については、以前からその不透明さと不適正さが問題とされ、第二の議員報酬であると批判されてきた。

- (2) 平成20年度政務調査費の監査請求において、政務調査費の支出内容に立ち入った審査を全く行わず、支出内容に疑問があることを認めながら、会派が政務調査費と判断して認めているから違法不当でないというような監査結果をみると、監査委員が独立してその重大な責務を果たしたものは到底言えない。
- (3) 昨年の監査請求において、外部監査人による「個別外部監査」による監査を請求したが、監査委員は、その請求を認めずに自ら監査を行い、その結果これまで述べたような監査結果が出された。

監査委員自らが監査を行う以上、昨年の監査結果のようなことがないように、本件支出の内容に立ち入り、それが政務調査費マニュアルに適合するか否か、個別・具体的にかつ厳正に判断し、もって監査委員としての重大な職責を果たすよう強く要望する。

### 3 監査対象機関等の説明・意見

- (1) 監査対象機関（議会事務局）

議会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）から、監査対象事項とした平成21年度一般会計の議会費の交付金のうち、本件会派に対する栃木県政務調査費の支出に係る関係帳簿書類、その他証拠書類等必要な資料の提出を求め、慎重に監査を行った。

- ① 予備監査等

平成23年6月3日から、議会事務局が整理保管している領収書その他の証拠書類の写しの確認を行い、確認した事項のうち不明な点について、平成23年6月14日に照会した。議会事務局からは、平成23年6月20日に回答があり、それ以降も、断続的に関係職員に対し、照会し回答を求めた。

- ② 本監査

平成23年7月8日の本監査の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

#### ア 政務調査費の性格等

- (ア) 政務調査費の法令等の位置付け

政務調査費の制度化の背景としては、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の担う役割がますます重要となったことが挙げられる。

これを受け、議会の審議能力を強化し議員の調査研究活動の資金的基盤の充実を図るため、調査研究費用に対する助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保することを目的として、政務調査費制度が法制化された。

その根拠規定である法第100条第14項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と規定しており、当該規定に基づき、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」が平成13年3月に制定され、同年4月1日から施行されたところである。同条例第2条に基づき、政務調査費が会派に対し交付されている。

- (イ) 参考となる判例等

平成22年4月12日最高裁判決において「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされている。さらに、「本件条例は、平成20年名古屋市条例第1号により改正され、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出する際、1件につき1万円以上の支出に係る領収書その他の証明書類の写しを添付しなければならないと、当該領収書等の写しは、収支報告書と共に保存及び閲覧の対象になるものとされている。しかし、この改正は、改正前の本件条例の下での取扱いを改め、政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきもの。」とされている。

したがって、執行機関が調査研究の内容に立ち入ることは、地方自治法が議会に調査権を付与した趣旨を損なうおそれがあり、会派及び議員の調査研究が執行機関等に対する健全な批判、監視の役割を果たすためには、会派及び議員の独立性、自主性が尊重されなければならないものと考えられる。

また、平成22年3月23日最高裁判決において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある。」としている。

これらのことから、政務調査費は、条例等における使途基準の範囲内で使われなければならないことは当然であるが、どのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量にゆだねるとするのが、法及び条例の趣旨であると解される。

#### (ウ) 政務調査活動の類型等

政務調査活動としての妥当性の検証に当たっては、県議会議員が幅広い様々な活動を行っており、それらの活動の中で、どの部分が政務調査費に該当するか、あるいは該当する可能性があるかを整理する必要がある。

県議会議員の活動を類型化すると、広い意味での議員活動と私的活動に分けられる。

この議員活動の中の政務調査活動としては、会派の典型的な調査活動のほか、議会活動やその他の議員活動においても、位置づけられるものがある。

例えば、議会活動の関連では、委員会活動で出張した際の空き時間を利用した調査研究活動は、政務調査として位置づけることができる。また、議会活動を行った日に、議会活動後に、例えば執行部から県政に関する特定課題について、取組状況や問題点等について聴取を行うなどのことは、よく行われているところである。

その他の議員活動の関連では、一般県民を対象としたセミナーや県政報告会などを行って、政策立案に役立てるといった場合は、政務調査として位置づけることができる。

#### イ 知事の権限に属する議会事務局の事務等

##### (ア) 具体的な事務内容

###### a 政務調査費の交付の決定等（政務調査費条例第6条）

会派結成届等の提出を受けた議長からの通知により、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定を行い、会派の代表者に通知する。

###### b 政務調査費の交付（政務調査費条例第7条第3項）

会派からの請求に基づき、政務調査費を交付する。

###### c 政務調査費の調整（政務調査費条例第7条第4項）

四半期の途中において会派の所属議員数に異動があったときは、翌月以降の政務

調査費から調整する。

d 政務調査費の返還（政務調査条例第11条）

交付を受けた政務調査費に残余が生じたときは、その残余の額について返還を命ずることができる。

(イ) 事務の性格

知事の権限に属する事務は、政務調査費という制度の特殊性により、議会事務局でできる事務は(ア)に記したものに限定されている。

したがって、議会事務局に与えられた知事の権限で行う事務には、おのずと制約が伴っているところである。

ウ 政務調査費マニュアルの位置付け

平成20年3月に作成された政務調査費マニュアルの位置付けとしては、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定める政務調査費の用途等について、その適否を具体的に判断する際の拠り所となるものである。

なお、作成に当たっては、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ねまとめたもので「全会派共通の申し合わせ事項」としての意味を持つ。

この政務調査費マニュアルにおいて、対象となる調査研究活動については、会派が計画した県の事務又は地方行財政に関する調査研究であれば該当するとしており、会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究は対象とはならないとしている。

このことから、会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に属する議員が分担して行う場合に、個々の議員が実施する調査研究活動に対して政務調査費を充当することができる。

エ 議会事務局の見解等

- (ア) 請求人の「収支報告書と証拠書類によって、政務調査費の支払の事実と本件用途基準該当性が明らかにされなければならない、それが明らかにされないものについては政務調査費の支払の事実が認められないというべきである。」との主張については、次のとおりである。

政務調査費制度は、他会派や執行機関からの干渉を受けることなく、会派の自主的な調査活動を促すことを前提とした制度である。

したがって、収支報告書に添付される領収書その他の証拠書類に、政務調査活動の具体的な目的や内容を記載することは、政務調査費制度の趣旨を阻害することにもなりかねないと考える。

判例においても、前述の平成22年4月12日の最高裁判決において、「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」としている。

- (イ) 請求人が政務調査活動とは認められないと主張する項目別事項については次のとおりである。

a 調査研究費

ガソリン代については、平成16年7月29日仙台高裁判決において、「議員活動のために使用したガソリンの量及びその代金額と私的な生活や行動のために使用したガソリンの量及びその代金額との区別は、それを一番よく知る被告自身においてなすべきものであり、被告自身らがその責任において走行目的や走行距離を記

録し把握すべきものである。」としていることから、本県においては、正にこの判旨に沿った処理を行っている。

さらに、事務所費の支出に関し、同判決（青森地裁平成19年5月25日原判決を補正）は「政務調査活動以外の議員活動に伴う使用も含まれ、その合理的な区別が困難であるから社会通念上相当な割合による按分をするのが相当であり、政務調査活動分を2分の1、（後略）」と判示している。

また、平成18年7月19日大阪地裁判決によれば、「議員としての調査研究のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、（中略）賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、（後略）」としており、議員がその親族又はその親族の経営する会社から事務所を賃借することが違法とは言えないとしており、本県議会においてもこれになっている。

b 視察費及び研修費

議員が県政に関連する様々な問題を多角的に検討する上で視察や研修を行うことは、県外・海外を問わず議員の資質向上等を図る観点からも、当然に政務調査活動として認められる。平成19年2月9日札幌高裁判決のとおり、「『会派が行う調査活動』かどうかの判断が、調査報告書の内容によって左右されると考えるのは相当でない。（略）調査報告書の記載内容は飽くまで当該会派ひいては当該議員の自主性に任せるべきであり」と判示されており、議員が立証している場合、その記載内容の程度によって、その活動が否定されるものではないと考える。

c 会議費

会派（会派から委任された議員を含む）が行う調査研究活動や研修活動に付随する費用であり、会派及び各議員が活動する地域の実情に応じた選択ができるものとする。

d 資料作成費及び資料購入費

内容・必要性を各議員が立証している場合、会派の裁量によるものとする。

e 広報費

県民から意見や要望を聴取することを前提として行う広報活動は、政務調査活動において必須のものであり、その手段や方法等は会派の裁量によるものとする。

f 事務費

高額な絵画や骨董などの購入は、社会通念に照らし資産形成になり好ましくないと考える。

印刷機器のリースが1台でなければならないという規定もなく、地域によりケーブルテレビによることが情報の収集にとっては合理的であり、また、事務所を維持管理する上で必要な警備保障費も適当な支出であるとする。

g 人件費

領収者名の黒塗りは、栃木県議会情報公開条例に基づく非開示情報である。

(り) まとめ

以上のとおり、政務調査費制度の運用に当たっては、会派及び議員の自主性とその裁量にゆだねられる部分が大きいと考えられる。一方、本県議会においては、当該制度の透明性の向上を図るため、制度発足以来検討を重ねてきた。その結果、平成19年度に政務調査費マニュアルが策定され、平成20年度からその運用が開始されたところである。

今回の住民監査請求の対象となった平成21年度政務調査費については、政務調査費マニュアルの運用開始から日が浅いということもあり、全力を挙げて各議員への周知徹底を図りながら、政務調査費マニュアルの適正な運用に心がけたところである。

その後、政務調査費マニュアルに記載されている使途基準に適合するかどうかの確認等、会派や議員と様々な協議検討を重ねられた。その結果、「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」を取りまとめ、平成22年度から運用している。

こうした一連の取組みによって、大幅に政務調査費の透明性の向上が図られたもの



と考えている。

(2) 関係人調査（本件会派）

関係人調査として、法第199条第8項の規定に基づき、本件会派に対し文書照会による調査及び同会派の政務調査費経理責任者等の関係者から聴取りによる調査を行った。

また、調査の結果、再度確認が必要とされた事項について照会し、関係資料の確認並びに説明を受けた。

① 文書による調査

平成23年6月24日、本件請求書に記載された本件会派に対し、文書による調査を行ったところ、全ての本件会派から回答を得た。

調査の内容は、本件請求書に記載された各項目について、議会事務局への調査結果に対する再確認や、会派の見解を確認する必要がある事項についての照会であった。

② 聴取り調査

平成23年7月7日、本件会派の政務調査費経理責任者等の関係者に対して監査委員の聴取り調査を行った。

調査の内容は、政務調査活動と議会活動等との区分、会派の調査研究実施計画の策定手続き、会派の政務調査活動の各議員やグループへの委任の実態、会派内での交付手順や内部チェックの状況等である。

また、各会派における政務調査制度の運用の実態や事実関係の確認をするため、整理保管されている領収書その他の証拠書類を確認した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

#### (1) 政務調査費制度

##### ① 根拠法

法第100条第14項においては、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している（政務調査費制度が施行となった平成13年4月においては、法第100条第13項、第14項において規定されていた。）。

##### ② 根拠条例等

法第100条第14項及び同条第15項の規定を受け、本県では、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」及び「栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程」を制定した。本県の政務調査費制度の主な内容は次のとおりである。

#### ア 交付対象（政務調査費条例第2条）

政務調査費は、栃木県議会における会派（所属議員が1人であるものを含む。）に対し交付する。

#### イ 交付額（政務調査費条例第3条）

月額は、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

#### ウ 会派の届出（政務調査費条例第4条）

政務調査費の交付を受けようとする会派は、会派結成届を議長に提出しなければな

らない。

エ 知事への通知（政務調査費条例第5条）

議長は、会派結成届の提出があった会派について、毎年4月1日現在における事項を知事に通知しなければならない。

オ 交付決定（政務調査費条例第6条）

知事は、通知があったときは、速やかに、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者に通知しなければならない。

カ 交付の方法等（政務調査費条例第7条）

会派の代表は、交付決定等の通知があったときは、毎四半期の最初の月の20日までに当該四半期に属する月分の政務調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

キ 収支報告書の提出等（政務調査費条例第9条）

会派の代表は、政務調査費についての収入及び支出の報告書（収支報告書）に証拠書類の写しを添えて、その年度の末日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

ク 収支報告書の修正等（政務調査費条例第9条の2）

会派の代表者は、収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

議長は、収支報告書等修正届の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

ケ 政務調査費の返還（政務調査費条例第11条）

知事は、会派に交付した政務調査費の総額に残余があるときは、当該残余の額の返還を命ずることができる。

コ 収支報告書の保存及び閲覧（政務調査費条例第12条）

収支報告書及び証拠書類の写しは、議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

県内に住所を有する個人等は、議長に対し、保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができ、議長は、請求があったときは、栃木県議会情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

③ 政務調査費の使途基準等

ア 政務調査費の使途（政務調査費条例第8条）

会派は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（政務調査費施行規程第4条）

政務調査費施行規程第4条に定める使途基準については、下表のとおりである。

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞・

	雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

(注) ( )内は、例示とする。

## (2) 政務調査費条例改正及び政務調査費マニュアル策定の経過等

### ① 政務調査費制度の経緯等

平成12年4月に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)が施行となり、これにより、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会についても、活性化と審議能力の強化が求められることとなった。

このような状況から、同年5月、地方自治法が改正され、平成13年4月から政務調査費制度が施行となった。

本県では、法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」を、平成13年3月に制定し、4月から施行した。

本県議会は、政務調査費条例施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成19年度の議会活性化検討会において、議会における自主的な改革として、以下の見直し案を提示した。

- ・ 1円以上の全ての領収書を開示
- ・ 会派支給、支給額は現行どおり
- ・ 実施時期は、平成20年4月1日を目途に出来るだけ早く取り組む
- ・ 会派内、事務局にチェック体制を整備
- ・ 政務調査費マニュアル作成の作業部会を設置

これを受け、全ての会派から成る「栃木県政務調査費マニュアル検討班」を設置し、平成20年3月に「栃木県政務調査費マニュアル」を作成した。また、収支報告書に「支出に係る領収書その他証拠書類の写し」の添付を義務付ける条例改正を行い、いずれも平成20年4月1日から施行となった。

### ② 栃木県政務調査費マニュアル

#### ア 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)とする。

#### イ 作成者

栃木県議会

#### ウ 作成年月日

平成20年3月

#### エ 政務調査費マニュアルの主な記載内容

- ・ 制度の概要
- ・ 会派が行う調査研究活動
- ・ 使途基準
- ・ 会計処理
- ・ 調査研究活動の報告
- ・ 収支報告
- ・ 調査
- ・ 政務調査費手続きの流れ
- ・ 資料(関係法令等)

(3) 本件政務調査費の支出状況

① 平成21年度政務調査費の支出状況について

平成21年度の各会派に係る政務調査費の支出状況については、以下の通りである。

ア 支出科目

平成21年度 一般会計

款 議会費

項 議会費

目 事務局費

事業 事務局運営費

節 負担金、補助及び交付金

細節 交付金

イ 支出金額及び支出年月日

会派ごと収支状況一覧

(単位：円)

会 派 名	収 入 額	支 出 額	残 余
栃木県議会自由民主党議員会	117,900,000	116,321,988	1,578,012
民主党・無所属クラブ	22,800,000	22,768,336	31,664
無所属県民クラブ	18,000,000	17,440,667	559,333
公明党・新政クラブ議員会	10,800,000	6,352,840	4,447,160
みんなのクラブ	4,200,000	3,935,348	264,652
日本共産党	3,600,000	2,628,131	971,869
県政クラブ	2,400,000	2,424,012	0
合 計	179,700,000	171,871,322	7,852,690

\* 県政クラブについて、収入を超えた実支出のため、残余は0円となる。

会派ごと支出項目別一覧

(単位：円)

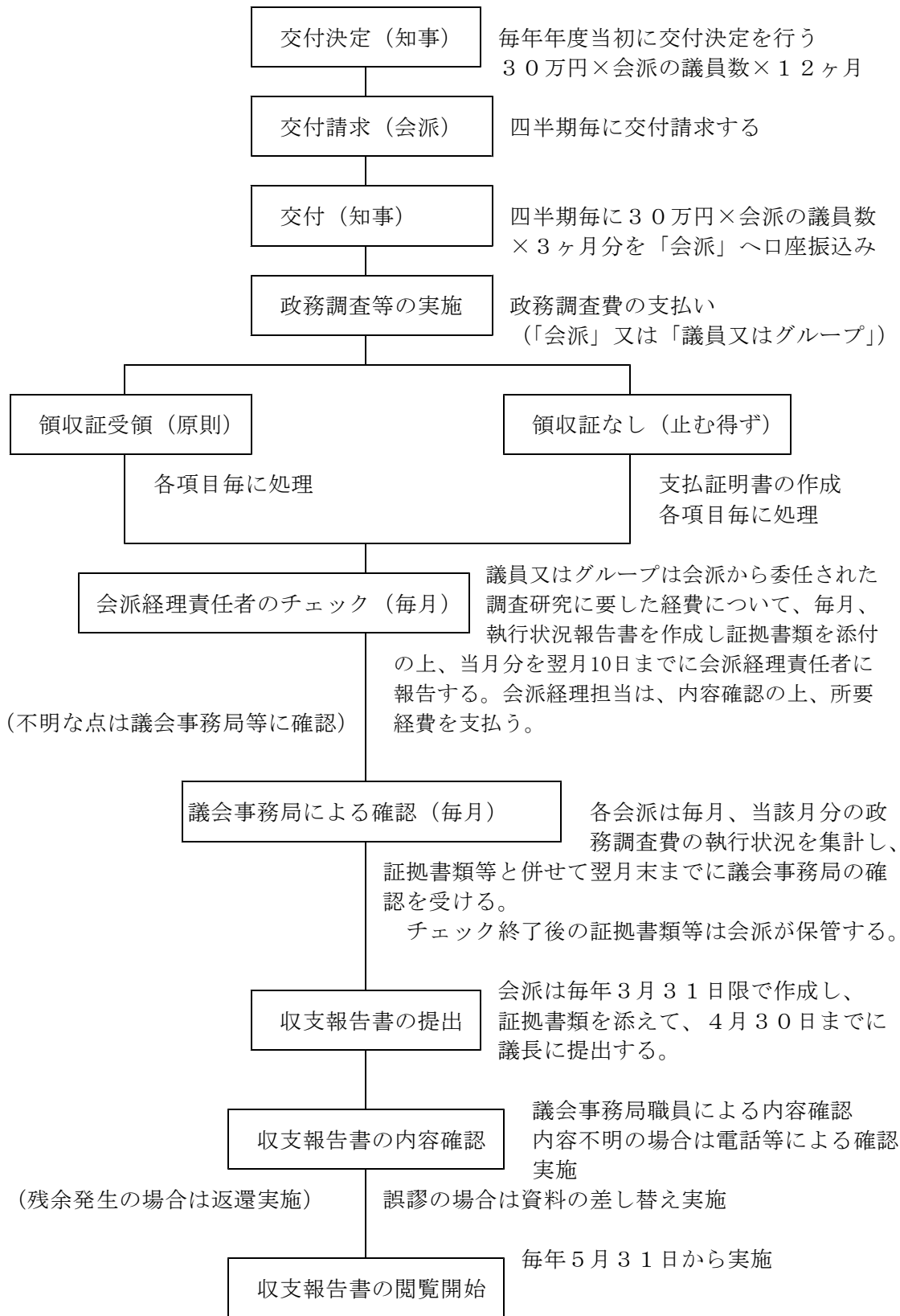
会 派 名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	合 計
栃木県議会自由民主党議員会	43,740,760	975,840	4,232,742	566,904	4,018,773	7,870,943	9,969,583	44,946,443	116,321,988
民主党・無所属クラブ	5,633,528	29,955	103,391	914,178	701,688	3,871,448	2,059,048	9,455,100	22,768,336
無所属県民クラブ	5,803,386	108,667	1,264,725	181,246	334,607	1,025,212	829,424	7,893,400	17,440,667
公明党・新政クラブ議員会	1,486,855	268,884	28,260	396,818	768,641	618,640	851,167	1,933,575	6,352,840
みんなのクラブ	1,247,758	30,000	106,050	0	97,094	343,618	456,828	1,654,000	3,935,348
日本共産党	477,840	49,775	0	530	216,608	1,680,982	14,138	188,258	2,628,131
県政クラブ	541,717	0	0	156,913	105,646	301,389	173,347	1,145,000	2,424,012
合 計	58,931,844	1,463,121	5,735,168	2,216,589	6,243,057	15,712,232	14,353,535	67,215,776	171,871,322

会派ごと支出状況一覧

(単位：円)

会 派 名	支 出 年 月 日	金 額
栃木県議会自由民主党議員会	平成21年4月13日	30,600,000
	平成21年7月3日	30,600,000
	平成21年10月8日	28,200,000
	平成22年1月14日	28,800,000
	平成22年2月22日	△ 300,000
	平成22年5月26日	△ 1,578,012
	確 定 額	116,321,988
民主党・無所属クラブ	平成21年4月13日	5,400,000
	平成21年7月3日	5,400,000
	平成21年10月8日	5,400,000
	平成21年12月15日	300,000
	平成22年1月14日	6,300,000
	平成22年5月26日	△ 31,664
	確 定 額	22,768,336
無所属県民クラブ	平成21年4月13日	4,500,000
	平成21年7月3日	4,500,000
	平成21年10月8日	4,500,000
	平成22年1月14日	4,500,000
	平成22年5月26日	△ 559,333
	確 定 額	17,440,667
公明党・新政クラブ議員会	平成21年4月13日	2,700,000
	平成21年7月3日	2,700,000
	平成21年10月8日	2,700,000
	平成22年1月14日	2,700,000
	平成22年5月26日	△ 2,700,000
	平成22年5月26日	△ 1,747,160
確 定 額	6,352,840	
みんなのクラブ	平成21年9月3日	600,000
	平成21年10月8日	1,800,000
	平成22年1月14日	1,800,000
	平成22年5月26日	△ 264,652
	確 定 額	3,935,348
日 本 共 産 党	平成21年4月13日	900,000
	平成21年7月3日	900,000
	平成21年10月8日	900,000
	平成22年1月14日	900,000
	平成22年5月26日	△ 900,000
	平成22年5月26日	△ 71,869
	確 定 額	2,628,131
県 政 ク ラ ブ	平成21年4月13日	900,000
	平成21年7月3日	900,000
	平成21年10月8日	900,000
	平成21年11月19日	△ 300,000
	確 定 額	2,400,000

② 政務調査費の交付手続きの流れ  
 政務調査費の交付手続きについては、次のとおりである。



- (4) 会派の政務調査活動と議員やグループの調査研究活動  
 各会派は、年度当初又は会派結成時に、議員総会等の場で、所属議員の承認を得たうえで、その年度の調査研究実施計画を決定している。この実施計画に沿って実施される会派

の政務調査活動については、県政全般にわたり、広範なものにならざるを得ないことから、各会派は、所属する議員又はグループに対して、この実施計画に沿った調査研究活動を行うことを委ねており、各議員又はグループは会派の活動として、それぞれの調査研究活動を実施している。各会派においては、各議員等のこれら活動について、各会派の調査研究実施計画に沿ったものであることを確認し、会派の政務調査活動として承認している。

(5) 会派によるチェック

議員又はグループが円滑な活動をするため、政務調査費の前渡しをしている会派においては、会派の政務調査費経理責任者が、その活動目的、政務調査費の充当金額や充当割合などの内容について、執行状況報告書及び証拠書類の内容が会派として承認した調査研究活動に該当するかを確認して、毎月の政務調査費の支出状況を把握している。

なお、会派の一部については、毎月の執行状況の報告手続きや証拠書類等の整理保存について、政務調査費マニュアルどおりに処理されていたか疑わしい案件が見受けられた。政務調査費の前渡しのない会派においては、ほぼ(3)②のフローどおり処理している。

(6) 議会事務局におけるチェック等

① 議会事務局におけるチェック概要

議会事務局は、例月の具体的な確認作業として、会派の政務調査費経理責任者が確認した収支報告書及び領収書等の添付書類等の内容について、その書類の記載方法、政務調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、政務調査費条例や政務調査費施行規程、政務調査費マニュアルに照らして明らかな誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に係るものとなるのか、会派の政務調査費経理責任者を通して確認している。

この際、県政の調査研究活動が多岐にわたることから、その調査研究活動が県政・地方財政に係る調査研究活動として理解できる各帳票等への記載方法をとること、政務調査活動の対象となる経費であるか否かの判断は政務調査費マニュアル、判例等を参考とすること、後々の立証・説明責任にも考慮した関係資料の整理の重要性などについて言及している。

② 収支報告書及び領収書等の写しの公開

会派からの年度終了時の収支報告書の提出後、議会事務局で収支報告書の内容確認を行い、会派は、誤りがあれば資料の差し替えを行うとともに残余额があれば返還手続きを行う。

その後、事務局においては、閲覧に向け、個人情報確認やそれに伴うマスキングの作業を行い、簿冊に整理したうえ、収支報告書及び証拠書類等の写しを公開する。

(7) 栃木県政務調査費マニュアルの運用について

政務調査費制度上、初めて1円以上の領収書その他の証拠書類の写しの添付を開始した平成21年度においては、当該文書の公開後、県民やマスコミから寄せられた種々な意見等を踏まえ、全会派の政務調査費経理責任者による連絡会議において、最新の判決等を踏まえた、「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」を作成し、平成22年度から適用するなど、更なる制度の適正運用に努めてきている。

2 判断

(1) 監査対象事項

会派の政務調査費の使途基準に反する違法又は不当な支出があると認められる場合は、知事は栃木県政務調査の交付に関する条例第11条に基づき返還請求を行うべきものである。

政務調査費の使途基準に反する案件について、会派が政務調査費を支出すべきでないことは当然であり、政務調査費マニュアルにおいて「使途基準に従っていないと判断される

支出についても「残余」とみなされる」と明確に記載されている。

本件措置請求の監査に当たっては、知事が会派に対し交付した政務調査費の支出内容に違法又は不当なものがないかを確認するものである。

## (2) 監査の視点

① 政務調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は交付対象議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また、本県の政務調査費の交付に関する事務については、「栃木県政務調査費の交付に関する条例」が制定され、その条例第13条において「この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、「栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程」が制定されている。

上記のとおり、政務調査費施行規程は議長が定めていること、政務調査費の使途基準についても政務調査費条例第8条及び政務調査費施行規程第4条に基づき議長が定めていること、また、収支報告書や領収書等の関係書類等の提出を求める権限や、それらを調査する権限についても、それぞれ政務調査費条例第9条及び第10条において、知事ではなく議長に与えられていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否について、知事が積極的に関与することは制限されている。

以上のとおり、政務調査費制度については、地方自治法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、知事が地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

② 平成21年12月17日最高裁判決においても、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自立を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員会を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

③ また、平成21年7月7日最高裁判決では、「会派が行う調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれる」と解すべきである。」とされている。加えて、平成19年2月9日札幌高裁判決でも、「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされている。

なお、平成16年4月14日東京高裁判決では、「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費は、議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」とされている。

④ 以上のことから、多岐にわたる個々の議員の調査研究活動を会派の政務調査活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判



断にあたっては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと思料する。

- ⑤ 本県の政務調査費条例においては、会派が政務調査費の交付対象とされているが、本件会派においては会派の政務調査活動を所属する議員などに委ねていること、そして、個々の議員の調査研究活動について、会派の調査研究実施計画に沿っているか確認の上、政務調査活動と承認していることは第4の1の(4)で認定したとおりである。
- ⑥ 請求人は、本県の政務調査費条例で認められている政務調査費の支出は、会派の政務調査活動のみであり、個々の議員の活動を会派の政務調査活動とするためには、政務調査費マニュアルで定められた手続きを踏まえたものでなければならず、その支出がそれらの活動に必要な支出であったか否かについては、個別・具体的に検証されなければならないと主張する。
- ⑦ しかしながら、③のとおり、会派が行う調査研究活動には、会派の所属議員等にこれを委ね、又は会派の所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うことも認められている。また、会派の調査対象は極めて広範なものとされ、加えて、会派には、広範な裁量の権限が付与されているとされている。
- 一方で、②で引用した最高裁判決のとおり、監査委員を含め執行機関が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その用途制限適合性を審査することを予定していないとされている。
- したがって、本件措置請求に係る個々の具体的な事案が政務調査費の用途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、個々の議員の調査研究活動も、会派の政務調査活動となることを前提とし、また、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務調査費の用途基準に該当するか否かを確認することとする。
- ⑧ その確認に当たっては、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定める政務調査費の用途基準について、その適否を具体的に判断する際の拠り所とすることを目的に議会が自主的に策定した政務調査費マニュアルを、基本的な基準として位置づけるものとする。
- その理由として、この「栃木県政務調査費マニュアル」については、その作成において、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ね、用途基準の一層の具体化を図るために、「全会派共通の申し合わせ事項」としてまとめたものであり、政務調査費条例及び政務調査費施行規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断した。
- ⑨ したがって、政務調査費施行規程や政務調査費マニュアルで定める政務調査費の用途基準に明らかに逸脱したものについては、政務調査費の返還を求めることとする。また、一般的、外形的に政務調査費の用途基準に適合していることを、議会事務局や本件会派が整理保管している証拠書類等で確認できない案件について、本件会派からの合理的な説明を得られない場合も、返還を求めることとする。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の違法又は不当な支出として指摘された個別的事項について判断する。

### (3) 経過等

監査においては、政務調査費の支出内容について、議会事務局で保管する収支報告書及び証拠書類の写し（具体的な書類は、政務調査費支払証明書、証拠書類の添付様式等）により確認した。

また、支出内容の確認に当たっては、各会派の協力を得て、会派の政務調査費経理責任者が整理保管している証拠書類（具体的な書類は、政務調査に関する活動記録票、事務所設置状況報告書等）についても確認した。

さらに、議会事務局への監査や、本件会派への関係人調査等を実施し、請求人の指摘し

た内容の確認を行ったことは、前記第3の3において述べたとおりである。

これらの結果、各会派においては、所属議員に対して、調査研究実施計画を周知したうえ、各議員等に会派の政務調査活動を委任し、各議員も会派の調査研究実施計画に従って活動していることは、前記第4の1の(4)のとおりである。また、政務調査活動とそれ以外の活動を区分する按分の考え方については相当程度意識されている状況にあったことが認められた。

なお、政務調査費マニュアルにおいて作成・保管すべき帳票等については、本件会派の政務調査費経理責任者において整理保管していたが、政務調査費マニュアルどおりの処理が疑わしい案件が一部の会派に見受けられた。

以下、請求人が政務調査費の違法又は不当な支出としている項目に沿って判断を述べる。

## ① 調査研究費

### A ガソリン代

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、自家用車のガソリン代も対象となっている。また、「領収書は不要」「この支出は、政務調査費の支払証明書により議員が証明する」、「活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する」等とされている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、年間調査日数及び年間走行距離が多すぎることに並びに調査先や目的等が抽象的内容にとどまること、さらには政務調査費マニュアルの対象外としているイベントや記念式典の案件があることなどから、政務調査費マニュアルに反する違法、不当な支出であると主張している。

このため、政務調査費支払証明書に記載されている支払日、支払金額及び使途目的等の支出内容について、「政務調査に関する一日単位の活動記録票」（以下「活動記録票」という。）及び「月単位の活動実績表」（以下「活動実績表」という。）等の証拠書類により適切に支出していたか否かを確認した。

上記確認の結果、県議会の常任委員会出席により費用弁償と重複して政務調査費を充当していた案件1件3,340円、政党活動に政務調査費を充当していた案件1件4,726円及び計算誤りにより過大にガソリン代を支出した案件1件1,640円を確認したので、政務調査費の支出として対象外とした。

これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、また、調査日や走行距離及び支払いの事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

また、記載された年間調査日数や年間走行距離から、政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると請求人が指摘する案件については、政務調査活動と分けし、別途支払っていることを確認した。

なお、請求人が主張するように、県民が閲覧できる収支報告書等の記載内容が簡潔な記載にとどまること、政務調査費マニュアルの支出の対象外とされているイベントや記念式典等への出席との記載のみのため、一見、個人的な活動と疑われかねない案件も若干見受けられた。

### B 事務所費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、事務所費も対象となっている。また「原則2分の1を上限とする」、「所有区分、兼用の有無及び面積等を明確にする」とされ、政務調査費マニュアルに位置づけられた事務所設置状況報告書において、「自宅兼用の場合、賃貸物件であっても賃借料は計上できない」こととして運用されている。

事務所費にかかる政務調査費の支出のうち、親子間での事務所の賃貸借に関しては平成18年7月19日大阪地裁判決において、「議員としての調査研究のための事務所と

しての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということはできず、(中略) 賃貸借契約が実態を欠くものであると推認することはできず、(後略)」とされ、また、後援会事務所と政務調査活動のための事務所を兼ねているものに関しては、平成18年10月20日青森地裁判決を引用している平成19年4月26日仙台高裁判決において、「その2分の1に当たる11万4,000円のみを政務調査活動に資するために必要な費用と認め(後略)」とされている。

請求人は、議員又は親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に参与している会社が所有する建物を賃借している案件や、賃貸マンションを自宅兼事務所として賃借している案件及び後援会がらみの賃借関係を指摘し、いずれも本来、政務調査費から支出できない不当な支出であると主張している。

このため、領収書が添付されている証拠書類の添付様式(以下「証拠書類の添付様式」という。)、 「事務所設置状況報告書」、 「建物賃貸借契約書」等の証拠書類により適切に支出していたか否かを確認した。

その結果、事務所費の按分率については、「原則2分の1を上限とする」とされているところ、それを超えて事務所費を支出していた案件1件2,000円を確認したので、政務調査費の支出として対象外とした。

これ以外の支出については、請求人が指摘する賃貸マンションを自宅兼事務所としている案件はなかったことから請求人の主張は認められないこと、また、親族等が所有する建物及び後援会から賃借をしている事務所の関係については、その賃借料が政務調査費の支出対象か否か政務調査費マニュアルに直接定めはないが、上記判決のとおり、親族間の賃借関係及び後援会との賃借関係について、政務調査費からの支出を認めていること、会派においてもこれらの案件について適切と判断し支出を認めていること、証拠書類で賃借の事実や按分して支払っていることを確認したこと、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

また、請求人が請求書一覧表において摘示した平成21年12月21日付けの7件の事務所費のうち、1件については支出の事実がないことを確認した。

なお、請求人が「議員又は親族が所有する建物、或いはそれらの者が実質的に経営に参与している会社が所有する建物を賃借して場合、賃料支払の事実を認めることはできない」として引用した平成22年3月26日熊本地裁判決においても、合理的な立証があれば、政務調査費からの支出が認められるとしていることを付言する。

#### C 事務所駐車場代

事務所駐車場代について政務調査費マニュアルに具体的な記載はないが、運用において事務所費の処理に準じて適用していることを確認した。

また、上記Bに示す熊本地裁判決において、政務調査費からの駐車場代の支出を認めている。

請求人は、家賃よりも駐車場代の方が高く、かつ後援会から地主に駐車場代を支払っている案件については、後援会活動に関する支出と推認され、政務調査費の充当は認められないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答及び「証拠書類の添付様式」等によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、契約している駐車台数の半分を政務調査活動として使用し、政務調査費として支出していること、会派においてもこの案件について適切と判断し支出を認めていること、証拠書類で外形的に議員の賃借の事実や後援会へ駐車場代を按分して支払っていることを確認したこと、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求人が請求書一覧表において摘示した平成21年12月25日付けの7件の駐車場代のうち、1件については支出の事実がないことを確認した。

#### D 視察費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、視察経費もその対象とな

っている。また、「活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する」等とされている。

平成19年12月19日仙台高裁判決では、「調査研究活動としての出張においては調査結果等の報告書面の作成が制度的に求められておらず、出張の結果内容が保存されていないことの一事をもって、当該出張が調査研究活動でなくなるとは言えない」とされている。また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「調査活動の結果をどのように取り扱うかは、独立の存在として会派の存在が認められている以上、各会派の判断は、尊重されなければならない、活用については会派の裁量権に委ねられるもの」とされている。

請求人は、報告書未提出の視察は政務調査費マニュアルに反するし、どれほど県政に資するかが明らかでない視察等は政務調査費の充当が認められない、請求書一覧表に記載した案件について、海外視察を含め、個人的な観光や視察及び議員の生業と関係する等の私的な研修であるとして、政務調査費マニュアルに反する違法不当な支出であると主張する。また、意見陳述の際に、行き先が観光地であったり、視察目的や内容が個人的なものであるとして政務調査費で支出することについて疑義があるとした案件、講演が開催されたとされるホテル、年月日に関して、開催されていないことを電話で確認したとする案件などを詳述した。

このため、「証拠書類の添付様式」、「活動実績表」、「活動記録票」、「調査研究活動報告書」等の証拠書類及び会派への聴取り調査や文書回答によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、領収書の額を見誤り、政務調査費を過大に充当して支出した案件2件600円を確認したので、政務調査費による支出の対象外とした。これ以外の案件については、会派において調査研究実施計画に位置付けられている事業に照らし、適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類や会派に対する調査において、意見陳述で詳述した案件も含めて、事業名、出張日時、事業目的、支払等の内容について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

#### E バス借上げ代

調査研究費において、請求人は県政報告会に係るバス借上げ代は、後援会活動の一貫としてのバス借上げであり、政務調査費の充当は認められないと主張する。

一方、関係する会派においては、政務調査活動の一貫としてバス借上げを認め、政務調査費から支出している。

議員は幅広い様々な活動を行っており、政務調査活動とそれ以外の活動が重複し、明確に区別できないことも想定されるが、今回のバス借上げ代については、議員本人に対する交通費の支給ではなく、会議や研修参加者に対する交通費の支給とも言える性格のもので、参加者の便宜を図るという意味合いが強いものである。

政務調査費マニュアルにおいて認めている調査研究費や研修費及び会議費の用途例示の中に、議員本人の交通費や会場費、茶菓等についての例示はあるが、本件のようなバス借上げ代について、政務調査費から支出できるとする具体的な記載、あるいは類推できる記載はない。また、会派や議員自身の調査研究活動に資する場合に政務調査費を支出できるという制度の基本的な考えも併せて考慮すると、政務調査費マニュアルにおいては、今回のようなバス借上げ代を政務調査費の対象とすることを、想定していないものと思料する。

本件バス借上げ代2件290,900円については、上記のとおりであり、政務調査費の対象外とした。

#### ② 研修費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う研修会、後援会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費として認められ、会費、参加費等が例示されている。また、用途基準の考え方は調査研究費と同じとされている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、個人的な旅行・研修であるとして、

政務調査活動とは認められないと主張する。また、政務調査費においては、残余金があれば返還義務を負うものであるから、一年分の研修前払い金は認められないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答及び「活動記録票」、さらには「証拠書類の添付様式」等によって、視察や研修の事実関係及び適切な支出か否かを確認した。

その結果、一年分の研修費を前払いしていた案件のうち、辞職した議員に係る案件については、議員辞職後において、政務調査活動として研修に参加することは不可能であり、議員辞職後に会派への返還手続や会派がその研修を引き継いだということも確認できないことから、議員辞職以降分の15,400円の返還を求めることとする。なお、本件における金額については、辞職後に開催された講演会の開催回数分として按分した。

これ以外の支出については、会派において調査研究実施計画に位置付けられている事業に照らし、適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類において、事業名、出張日時、事業目的、支払等の内容について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

### ③ 会議費

政務調査費マニュアルでは、県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等、政務調査のために会派及び会派から委託された議員が開催する各種会議に要する経費として認められ、会場費や食糧費（茶菓等）が例示されている。また、「活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する」等とされている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、領収書の宛名が不明であるものは、誰が、どのような会議を行ったのか調査不能であるなどの理由で、政務調査費の充当は認めるべきではないと主張する。また、意見陳述において、収支報告書に添付された領収書が正規の領収書と異なるため、会議室使用の領収書とは認められないとする案件や、結婚式場などで開催された高額な会場代の案件、会場スペースからして実施が困難であったとした寿司屋での会議の案件等複数の案件について、政務調査費マニュアルに反する違法不当な支出であると詳述した。

このため、会派への聴取り調査や文書回答及び「活動記録票」、さらには「証拠書類の添付様式」等によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、いずれの会議等についても会議開催の事実と開催に伴う会場費や茶菓等の支出について確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、会議費に計上したバス借上げ代については、議員本人に対する支給ではなく、視察研修参加者に対する交通費の支給とも言える性格のもので、参加者の便宜を図るという意味合いが強いものであることは調査研究費のバス借上げ代の項目において述べたとおりであり、この案件1件123,750円については政務調査費の対象外とした。

### ④ 資料作成費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に必要な資料を作成するために要する経費として認められ、写真代等が例示されている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、写真代及び県政報告会の印刷等は、政務調査活動に必要な支出とは認められないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答及び「証拠書類の添付様式」等によって適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、政務調査費マニュアルにおいても写真代は認められており、また、各議員の県政報告会についても、県政に関する報告をして参加者の意見を聴取する場合には、会派の政務調査活動と認め、県政報告会の会議資料印刷等経費も政務調査費として支出を認めていること、証拠書類によりその支出の事実を確認したことから、いずれについても違法又は不当な支出とは言えない。

### ⑤ 資料購入費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費として、書籍購入代、新聞購読料等幅広く認められ、また、「資料の内容及び購入数量の妥当性を確認する」等とされている。

また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされ、平成20年12月26日静岡地裁判決では、「政務調査費により購入された図書、資料等と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断(裁量権)を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるというべきであり、(後略)」とされている。

請求人は、県民手帳、時刻表及び宗教団体の新聞等の請求書一覧表に記載した案件については、資料の内容等から政務調査活動に必要な資料とは認められないと主張し、また、年間購読料の前払いも認められないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答及び「証拠書類の添付様式」等によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、図書について、領収書の添付誤りであった案件9件12,354円を確認したので政務調査費の支出の対象外とした。これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類により支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、会派の政務調査活動の対象は広範囲なものであり、会派の広範な裁量の下で行われるものであること、また、資料購入については、議員としての具体的な政務調査活動と直接関連を有するものに限定する必要はなく、議員としての政治活動全般に必要、有益な知識・情報を得るために必要な図書、資料購入も認められるものであることは、上記判決のとおりである。

#### ⑥ 広報費

政務調査費マニュアルでは、会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費として認められ、広報紙等の印刷代、ホームページ作成費等が例示されている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、商品券購入の議員宛の領収書及びホームページのブログ内容から政務調査費の支出と認められないこと、政党の広報が主たる内容となっている新聞広告は政党活動であり、少なくとも全額が政務調査費の支出と認められないこと等の理由から、政務調査活動と認められないと主張する。

このため、指摘のあった新聞広告の写しや一部の広報誌の確認及び会派への聴取り調査や文書回答による確認、さらには「証拠書類の添付様式」等によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、広報誌、ホームページ及び新聞広告等については、関係会派において、広報誌等の内容及び按分方法を含め審査した上で支出していることを確認した。

また、ホームページブログ作成委託費等商品券の案件については、ホームページの維持管理の委託であることや謝礼の受取先を含め、その事実関係を外形的に確認した。

以上のとおり、関係会派は、広報誌等の記載内容や按分方法を確認した上で支出していること、証拠書類によりそれぞれの支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

#### ⑦ 事務費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に伴う事務処理に必要な経費として認められ、消耗品や備品等が例示され、また、「資産形成につながる高額なものは不可」等とされている。

また、平成22年3月26日熊本地裁判決では、高額支出について、「当該支出が本件用途基準に合致するものであっても、社会通念上、当該費目の性質に比して不相応に高額であることが認められる場合には、このことは、かかる支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くことを推認させる客観的事実と認められる。」とされている。

ア パソコン、コピー機等について

請求人は、資産の形成につながる10万円以上の物品の購入や、複数台の印刷機器のリースについては、政務調査費の充当を認めるべきではないと主張する。

このため、会派への聴取り調査により、購入やリースについての基本的考えを確認するとともに、「証拠書類の添付様式」等によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、コピー機リース代の支払遅延に伴う督促料を計上している案件1件262円については、政務調査活動の直接経費ではなく、また本人が注意していれば支出を防げることから、政務調査費の対象外とした。

これ以外の支出については、関係人調査や、「証拠書類の添付様式」等によって、関係会派がパソコン、DVDカメラさらにはコピー機等を、迅速かつ円滑な政務調査活動上、必要なツールとして認め、社会通念上も高額ではないと判断し、政務調査活動分として按分の上、支出していることを確認した。

また、指摘のあった60万円を超える政務調査費を充当したコピー機については、会派の控え室に設置されており、議員個人の資産形成につながるものではないこと、政務調査活動に必要な機器として、政務調査活動分として2分の1の按分により支出した事実を確認した。

#### イ 会派代表印について

政務調査費マニュアルにおいては、代表印の作成経費についての具体的記載はないが、「会派の調査研究活動に伴う事務処理に必要な経費」については、その支出を認めている。

請求人は「みんなのクラブ代表の印」は、政務調査活動の直接経費ではないから、政務調査費の充当を認めるべきではないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答による確認、「証拠書類の添付様式」等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、当該印は、政務調査費関係の事務処理や会派としての県政に対する要望の際に使用するなど、会派においても、政務調査活動をする上で必要なものと認め、政務調査活動として2分の1の按分により支出したことを確認した。

#### ウ ケーブルテレビの視聴料について

請求人は、ケーブルテレビの基本料金や衛星劇場の視聴料等は、政務調査に何ら関係せず、個人的な娯楽等のための経費であり、政務調査費の充当を認めるべきではないと主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答による確認、「証拠書類の添付様式」等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、「該当するケーブルテレビは事務所に設置し、ケーブルテレビ会社のシステムに従って契約している。ケーブルテレビは地元の小山市の市政関係の情報を得る有効なものであり、政務調査費の支出として適切な按分をして支出している。」ことを確認し、「証拠書類の添付様式」等の証拠書類で按分して支出したことを確認した。

議会事務局においても、地域によりケーブルテレビを視聴することが情報の収集にとっては合理的であり、適当な支出であると判断していることは前記第3の3(1)②エのとおりである。

#### エ 警備保障費について

警備保障費については、政務調査費マニュアルに具体的な記載はないが、事務所の管理経費として事務所費の光熱水費の処理に準じた運用をしていることを確認した。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、政務調査活動の直接経費でないから政務調査費の充当は認められない、また、適正に按分していない案件があるなどと主張する。

このため、「証拠書類の添付様式」、「事務所設置状況報告書」等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

この結果、政務調査活動の按分率を乗じて算定すべきものを、充当率の誤りにより充当額が過大となっていた案件1件19,152円を確認したので政務調査費の対象外とした。

これ以外の警備保障費の支出については、会派においてもこれらの案件について事務所の安全性を確保するための経費と判断して、その支出を認めていることを確認した。

なお、請求人が請求書一覧表において摘示した平成21年8月28日付けの2件の警備保障費については、別の議員の支出であることを証拠書類等で確認した。

#### オ 前年の日付の領収書について

請求人は、平成21年度政務調査費に該当しない年度の広報郵送代が計上されていると主張する。

このため、会派への聴取り調査や文書回答によって確認した結果、領収書発行者が領収日の記載を誤ったものであることを確認するとともに、正しい領収日が記載された領収書についても確認した。

以上のとおり、上記「パソコン、コピー機等」及び「警備保障費」の摘示した案件以外の事務費については、証拠書類等によりそれぞれ支出の事実を確認したことなどから、違法又は不当な支出とは言えない。

#### ⑧ 人件費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するための経費として認められ、また、その経費按分については、調査研究活動と調査研究活動以外の活動を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合（以下「按分率」という。）に応じて按分することとし、原則2分の1を上限とすること、「議員の親族を政務調査活動の補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。ただし、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする」等とされている。

請求人は、請求書一覧表に記載した案件について、領収書の受領者名が黒塗りされていることから、誰に支払ったのか、真実支払いがなされたのか確認することが不能であり、支払の事実が認められないと主張する。また、「事務員等が政務調査費に従事した割合も、議員が政務調査費に従事した割合と同様であることから、その額は収支報告書記載のように多額にはならない」、「包括的にあらゆる分野の調査について1社に業務委託している案件があるが、自らによる調査を外部に丸投げしているようなものであり、認められない」と主張する。

このため、受領者名が黒塗りされていない「政務調査業務勤務実績表・領収書」、「政務調査業務補助・臨時補助職員出勤簿兼領収書」等の証拠書類や契約書により、受領者名及び親族関係の存否、資料収集・整理等の政務調査活動状況、政務調査費マニュアルどおりの按分方法による支出をしたかどうかを確認した。

その結果、人件費の按分率については「原則2分の1を上限とする」とされているところ、それを超えて人件費を支給している案件1件1,488円を確認した。また、勤務時間数の積算誤りに伴い人件費の充当額を減額する案件3件5,843円を確認したことから、これらについては政務調査費の支出として対象外とした。

これら以外については、指摘のあった業務委託も含め、受領者名及び額等を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求人は、栃木県議会自由民主党議員会の収支報告書に記載された人件費の額と、支出した人件費の額に595,089円の相違があると主張しているが、証拠書類等を確認した結果、社会保険料等の控除前の額が黒塗りされていることから支給総額が確認できないこと、本来議会事務局への提出が予定されていない「政務調査超過分」（政務調査費を充当していないことを意味している）と表示された文書が閲覧に供されていたことなどによるもので、収支報告書に記載された人件費の額と支出した人件費の額は一致している。



以上、監査の結果、栃木県議会自由民主党議員会が支出した政務調査費のうち、調査研究費（ガソリン代）で2件8,066円、調査研究費（視察費）で1件500円、研修費で1件15,400円、会議費で1件123,750円、資料購入費で9件12,354円、事務費で2件19,414円、人件費で4件7,331円、合計で20件186,815円を、無所属県民クラブが支出した政務調査費のうち、調査研究費（バス借上げ代）で2件290,900円、事務所費で1件2,000円、合計で3件292,900円、公明党・新政クラブ議員会が支出した政務調査費のうち、調査研究費（視察費）で1件100円を、みんなのクラブが支出した政務調査費のうち、調査研究費（ガソリン代）で1件1,640円を違法又は不当なものと判断し、政務調査費の返還を求めるべき支出と認定した。

なお、無所属県民クラブに係る調査研究費（ガソリン代、視察費）及び会議費の支出の確認において「活動記録票」の一部が確認できなかったため、当該項目に関する無所属県民クラブの一部の案件については、判断を保留し、3の勧告のとおり、必要な措置を求めることとした。

### 3 勧告

以上述べた判断により、本件住民監査請求における請求人の主張には一部理由があるものと認め、法第242条第4項の規定により、知事に対し、次の措置を講じることを勧告する。

本件監査において指摘した栃木県議会自由民主党議員会に対する返還所要額186,815円、無所属県民クラブに対する返還所要額292,900円、公明党・新政クラブ議員会に対する返還所要額100円、みんなのクラブに対する返還所要額1,640円について、政務調査費条例第11条に基づき返還請求を行うこと。

また、無所属県民クラブについては、監査の過程において「活動記録票」の一部が監査期間内に確認できなかったため、当該会派に係る調査研究費（ガソリン代、視察費）及び会議費に関して内容を確認の上、不適切な案件が確認された場合は返還所要額を確定し、返還請求を行う等の必要な措置を講じること。

措置についての期限は、平成23年9月末日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、期日までに講じた措置の内容を速やかに監査委員に通知されたい。

### 4 意見

監査の結果については以上のとおりである。この結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

政務調査費が公金から交付されていることを踏まえ、その用途については、透明性を確保することが重要であり、議員自らが、県民に対して説明責任を果たすことが求められている。

こうした中、本県議会は、収支報告書の修正を可能とした条例の改正や「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」の作成など、政務調査費のより一層の透明性の向上を図る取組を積極的に重ねてきたところであるが、今回の監査過程で確認した政務調査費関係書類において、必ずしも統一された解釈や按分計算方法となっていないものが見られた。

議会においては、本件の住民監査請求が提出されたという事実と、過去の政務調査費制度運用の経験を踏まえ、政務調査費マニュアルに定める処理手続きを徹底するとともに、政務調査費マニュアルの精緻化、さらなる運用の統一化など、引き続き、制度のあり方について検討を加え、より良い政務調査費制度を確立するよう期待するものである。